

### 3. ごみ減量化の取組の分析・類型化

#### (1) 本県においてごみ減量化手法を導入する際のテーマ設定

第1章では、「発生・排出抑制」「再資源化」「社会システム、ライフスタイルの変革」「その他」の4つのカテゴリによる減量化手法の整理を行った（下表）。

また、2章の「本県のごみ処理に関する現状分析」などを参考に、今後、本県においてごみ減量手法導入を推進する際には、下表右側に記載するテーマを設定した。

カテゴリ	減量化手法	本県におけるテーマ
(1) 発生・排出抑制	① 拡大生産者責任(EPR)の徹底 ② リターナブル容器の普及促進 ③ レジ袋削減・マイバック運動 ④ リサイクルショップ・フリーマーケットの促進 ⑤ 家庭ごみ有料制導入	⇒ ごみ減量を推進していくためには、モノの上流段階からの取組が有効であり、今後の重要な課題の1つとなる。 ⇒ 家庭ごみの減量方策に比べ、事業系ごみ対策は拡充の余地がある。
(2) 再資源化	① 生ごみの堆肥化 ② 生ごみのバイオガス化 ③ ローカルデポジット制度の導入 ④ 古紙リサイクルの推進 ⑤ 分別収集方法の最適化 ⑥ 集団回収の促進 ⑦ 投点回収・店頭回収システム ⑧ 混合収集とリサイクル	⇒ 新たなリサイクルを考える場合、国レベルでリサイクルが構築されている容器包装は比較的に着手しやすい。 ⇒ 可燃ごみの3～4割を占める生ごみのリサイクルは、飛躍的な再資源化水準の向上が期待される。
(3) ライフスタイル、社会システムの変革	① 経済的インセンティブを活用した地域システムの構築 ② 情報提供・PR ③ 意見集約・合意形成	⇒ 地域固有の特性を踏まえた資源回収システムや、地域間や排出間での競争による資源回収促進など、新たなシステムの導入が有効と考えられる。 ⇒ 既存の環境学習・環境教育ツールを広く普及させる必要がある。
(4) その他	① 地域通貨による新聞リサイクル ② 宅配業者と農家の連携による生ごみの農地還元 ③ 学校版環境ISO認証制度 ④ 中小・零細企業の連携による古紙リサイクル(オフィス町内会) ⑤ 海外のデポジットシステム	⇒ ごみ処理に係わるコスト、環境負荷といった指標を管理するための手法を導入する必要がある。 ⇒ ごみ減量にむけた取組を実践者にとって、自らの取組を実感できるような仕組を導入することは有効である。

## (2) 本県におけるごみ減量推進にむけた手法の類型整理

(1)を踏まえ、本県におけるごみ減量推進にむけ、ごみ減量化手法を導入する際のテーマ、取組の柱、取組の内容（減量化手法の内容）を、次のように整理した。

### ① 類型 1 モノの流れの上流段階からの取組

●取組の柱	拡大生産者責任（EPR）の徹底
●減量化手法	a) 拡大生産者責任（EPR）と費用負担のあり方の検討 b) 拡大生産者責任（EPR）に基づく取組の推進

#### a) 拡大生産者責任(EPR)と費用負担のあり方の検討

〈減量化手法の内容〉

ア. 拡大生産者責任(EPR)と費用負担のあり方についての調査研究の実施	⇒ 拡大生産者責任と製品、容器等がごみになったときの再資源化等に係る費用負担のあり方について、日本の法制度の現状・課題を整理し、基本的な考え方や今後の方針性に関する調査検討を実施する。
イ. 拡大生産者責任(EPR)の徹底に関する具体的な方策についての調査検討の実施	⇒ 拡大生産者責任の徹底に関する具体的な方策について、地域独自の取組の可能性なども含め、ステークホルダーとの協議を行ながら調査検討を行う。
ウ. 国、業界への提言	⇒ 拡大生産者責任の徹底のための具体的な方策の早期実施について、必要な提言を国、業界へ行う。

#### b) 拡大生産者責任(EPR)に基づく取組の推進

〈減量化手法の内容〉

ア. 拡大生産者責任(EPR)に基づく事業活動の推進	⇒ 拡大生産者責任の考えを取り入れ、ごみの出にくい製品等の製造や流通、長期使用の製品開発、修理体制の充実を図る。 ⇒ 使用済み、不要となった製品・容器包装について、自主回収レートやリサイクル技術の開発を行う。 ⇒ 市町村で処理が困難な廃棄物について、業界の自主的な取組による回収システムの構築を図る。
イ. 行政における拡大生産者責任(EPR)に基づく取組の促進	⇒ 奨励的手法やベストプラクティスに関する情報発信により、事業者が取組やすい環境を創出する。 ⇒ 拡大生産者責任に資する取組のパイロット事業を、事業者と協働で実施する。 ⇒ 製造段階において製品等が、将来廃棄物となることを抑制するための技術や、製品の循環的利用を促進するための技術等に関する調査研究に、県の企業、大学等と共同で取組む。 ⇒ 事業者がより環境に配慮した製品やサービスを供給することを促進するため、グリーン購入など環境配慮型の消費行動・ライフスタイルに関する啓発等を実施する。

## ② 類型 2 事業系ごみ対策の推進

<p>●取組の柱 事業系ごみの総合的な減量化の推進</p> <p>●減量化手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 事業系ごみ処理システムの再構築</li> <li>b) 事業系ごみの発生・排出抑制</li> <li>c) 事業系ごみの再利用の促進</li> </ul>
<p>a) 拡大生産者責任(EPR)と費用負担のあり方の検討</p> <p>〈減量化手法の内容〉</p> <p>ア. 事業系ごみの処理実態等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 県内の事業系ごみについて、事業者からごみがどのように分別・排出されているかなど、処理場に搬入されるまでの実態について把握し、より効果的な減量化施策の構築を進めるため、事業系ごみの業種ごとの排出の状況、処理の方法や家庭系ごみへの混入状況などに関する詳細な実態調査を実施する。</li> </ul> <p>イ. 事業系ごみ適正処理システムの検討・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 少量の事業系ごみの排出者が事業系ごみとして排出しやすい処理システムについて検討を行い、事業系ごみが適正に処理されるシステムとして整備を進める。</li> <li>⇒ 事業系ごみの家庭系ごみへの混入を防ぐため、事業者に対して、排出するごみは許可業者等にその処理を委託するなど、市町村の基準に沿ってごみを適正に処理するよう指導を徹底する。</li> </ul> <p>ウ. 事業系ごみ排出者の届出指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 多量排出事業者とともに大部分を占める中小事業者も併せて排出者責任の認識を促し、ごみの減量化や再資源化に配慮した事業活動を促進するため、廃棄物処理法第6条の2第5項に基づく、多量排出事業者に対する減量化計画策定の指示、並びに計画的な立入指導などを実施するとともに、中小事業者に対しても、それに準じて届出を義務づけるなど積極的に指導を行う。</li> <li>⇒ 新たに事業を始めようとする者に対しては、建築確認申請などの機会を捉えて、あらかじめ事業内容やごみの排出量、ごみ質、資源ごみの保管場所等の届出を指導するなど、きめ細かい対策を講じる。</li> </ul> <p>エ. 適正なごみ処理料金体系の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 事業系ごみの焼却施設への持込み手数料等について、実際の処理コストに見合う料金設定であるかどうかなどを検証し、格差が生じている場合には、周辺市町村の料金設定も考慮したうえで是正するなど、適正な料金体系の構築に努める。</li> <li>⇒ 料金の値上げに伴う家庭系ごみへの混入増加など、料金体系の変更により生じるマイナスを防ぐために、必要な対策を併せて講じる。</li> </ul> <p>オ. 一般廃棄物処理計画における減量化方針等の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 事業系ごみの減量化、再資源化を総合的、計画的に進めるため、一般廃棄物処理計画において、事業系ごみに関する数値目標等を設定するなど、その減量化方針を明確にしたうえで、具体的な施策を実施していく。</li> </ul>

## b) 事業系ごみの発生・排出抑制

<p>〈減量化手法の内容〉</p> <p>ア. 事業所内教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 個々の事業所において排出者責任の考え方を浸透させるとともに、減量化・再資源化の取組を推進するため、事業所内において従業員等を対象とした学習会の実施やQC活動などを進める。</li> </ul>
<p>イ. ISO14001 等(環境マネジメントシステム)の認証取得促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ ごみの減量化を含めた事業者の自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、小規模事業者においても取組みやすい環境マネジメントシステムの制度を構築・普及するなど、企業等のISO14001 の導入を支援する。</li> </ul>

ウ. 自主情報公開制度の推進	<p>⇒ 産業廃棄物の分野では、事業者が廃棄物の処理実績及び管理計画を自ら公開する制度がごみの減量化に効果を上げていることから、多量排出事業者による減量化計画や各種届出書に関する自主情報公開制度の運用を推進する。</p> <p>⇒ 自主情報公開する内容は、住民が閲覧しやすいよう書類を整理するとともに、インターネットを活用した情報提供に努める。</p> <p>⇒ 制度の活用を促進するため、ごみの減量化等について優れた実績をあげた優良事業者の公表するなど、事業者にとってもメリットのある施策を併せて講じる。</p>
----------------	---

### c) 事業系ごみの再利用の促進

〈減量化手法の内容〉

ア. 業種別ガイドラインの作成	<p>⇒ 業者が、飲食店やオフィスといった個々の事業形態に応じて、効果的な取組を進めるため、業種ごとに減量化のための具体的な対策や目標値を明記したガイドラインを作成する。</p>
イ. 事業系ごみの再資源化推進	<p>⇒ 飲食店、スーパー、旅館等から発生する生ごみは、均質で一定量がまとまって排出されるため、効率的、効果的な再資源化が期待できることから、事業系生ごみの堆肥化・肥料化等を進めるため、生ごみ堆肥化等に関する県内各地の市町村、住民、事業者、NPO 等における様々な取組の実績を生かしながら、堆肥から生産する農産物の地産地消など、地域と一体となった取組を推進する。</p> <p>⇒ オフィスから排出される紙ごみのうち、少量で再資源化率の低いOA用紙や新聞、段ボール以外の紙類の再資源化を進めるため、市街地や工業団地において、中小規模の事業者等による「オフィス町内会」のような取組を推進する。</p>

### ③ 類型3 再使用の推進

●取組の柱	リユース（再利用）の推進
●減量化手法	a) 不用品の再使用の推進 b) リターナブル（リユース）容器の普及促進 c) リースやレンタルの推進 d) モノの長期使用の推進

#### a) 不用品の再使用の推進

〈減量化手法の内容〉

ア. フリーマーケット等の開催	⇒ 家庭で使わなくなった不用品の有効利用を進めるとともに、不用品の再使用等に対する県民の関心を高めるため、フリーマーケットやバザーなど住民自身が気軽に参加できる不用品の再使用のための取組を県内各で積極的に展開する。
イ. 不用品リサイクル情報の提供及び利用促進の仕組みづくり	⇒ 家庭で使わなくなった不用品の有効利用をより効率的、広域的に進めるため、市町村の広報やホームページ等を通じて不用品のリユースやリサイクルに関する情報を広く提供するとともに、譲りたい物がある人と譲って欲しい物がある人双方のニーズを上手くマッチさせることができる情報交換の仕組みづくりなどに取組む。
ウ. 不用品再使用のための修理、リフォーム等の推進	⇒ リサイクルプラザなど不用品のリサイクル等を推進するための公共施設において、修理教室やリフォーム教室等を開催するとともに、家庭で使わなくなった家具、おもちゃ等の不用品を修理、再生し、希望者に安価で提供するなど、不用品の再使用を進め
エ. リサイクルショップ等の活用を進めるための仕組みづくり	⇒ 家庭で使わなくなった家具等を修理、再生のうえ、商品として安価で提供するリサイクルショップ等の活用を進める。

#### b) リターナブル(リユース)容器の普及促進

〈減量化手法の内容〉

ア. 既存のリターナブル容器製品のPR等利用促進	⇒ ビールびんや一升瓶びんなど既存のリターナブル（リユース）容器のシステムの活用を進めるため、環境保全等の観点からリターナブル容器の優れたところや利用の必要性などを幅広くPRする。 ⇒ 宅配サービスなど流通販売事業におけるリターナブル容器の利用を推進するとともに、軽量で耐久性のあるリターナブル容器の開発・普及などを進めシステムの利便性を高めることにより、リターナブル容器を使用する製品の利用を拡大していく。
イ. 新たなリターナブル容器システムの構築	⇒ 現在は再生利用、又は、使い捨てされている飲料容器等について、リターナブル容器への転換を進めるため、新たなリターナブル容器システムの構築に関する調査検討を行い、できることから順次具体化し、持続可能な経済社会のシステムとして構築していく。
ウ. リユースカップ・システム等の推進	⇒ テーマパークやスポーツ施設等で大量に発生する使い捨て容器ごみを減らすため、県内各地の集客交流施設、公共施設等において、リユースカップの使用やリターナブル容器を使った商品の販売を積極的に進め、施設運営システムとして定着させていく。

オ. エコイベントの推進	<p>⇒ イベント会場等で発するごみを減らすとともに、様々なイベントを通じてリユース等に関する意識を高めるため、エコイベントマニュアルの普及・活用を進めなど、三重県エコイベントシステムを推進する。</p> <p>⇒ イベントごみの受入れの有料化や、その収入を原資としたリユース推進のための助成制度など手数料収入の活用方法について検討する。</p>
--------------	---

#### c) リースやレンタルの推進

〈減量化手法の内容〉

ア. 民間事業者におけるリース・レンタル等のサービスの拡大	<p>⇒ 個人や事業者が、一時期しか使わない製品や所有しなくても機能が利用できればよいと考える製品等について、積極的にリースやレンタルなどのサービスを利用することを推進するため、リース・レンタルする製品の種類を増やす、リース・レンタル等のサービスを提供するシステムの利便性を高める、事業所を増やす、広くPRを行うなどのサービスを拡大していく。</p>
-------------------------------	---

#### d) モノの長期使用の推進

〈減量化手法の内容〉

ア. 製品等の修理・修繕等のサービスの拡大	<p>⇒ 製品等の長期使用にむけ、設計段階からの配慮、部品の長期保存や修理・修繕等サービス網の充実、技術者の育成など、体制整備やシステム構築を進める。</p>
イ. アップグレード(製品の性能・機能の向上)サービスの拡大	<p>⇒ 選りすぐれた性能や機能を持つ製品が出たときに、新製品に買い替えなくても済むようにするため、アップグレードが可能となるよう製品の設計段階から配慮するとともに、アップグレードソフトの開発やアップグレードサービスの充実、技術者の要請などを進める。</p>

#### ④ 類型 4 容器包装のリサイクル

●取組の柱	容器包装ごみの減量・再資源化
●減量化手法	a) 容器包装リサイクル法への対応 b) 容器包装の削減・簡素化の推進

##### a) 容器包装リサイクル法への対応

〈減量化手法の内容〉

ア. 容器包装リサイクル法への対応	⇒ 県内市町村の容器包装リサイクル法への対応状況について調査を行い、リサイクルセンターなど施設の必要性、収集運搬費用などの面からも検証を実施する。
イ. 国への提言・要望	⇒ 現行の容器包装リサイクル法では、分別収集を市町村の責務としており、この経費が市町村にとって財政上の負担となっているため、拡大生産者責任の考え方から、製品の回収からリサイクルに係る費用は事業者が負担し、製品価格に転嫁するなど市場原理の中で回収するよう、引き続き国に対し法制度の改正を求めていく。
ウ. 容器包装リサイクル法の完全実施	⇒ 容器包装ごみの減量化をさらに進めるため、容器包装リサイクル法に定める全ての品目について、分別収集・リサイクルを実施する。 ⇒ 容器包装リサイクル法の完全実施に向け、効果検証調査を実施するとともに制度改革を含めた国への要望を継続的に行う。

##### b) 容器包装の削減・簡素化の推進

〈減量化手法の内容〉

ア. 製造・流通・販売等の事業活動における工夫や改善の実施	⇒ 容器包装の重量や容積を減らすため、容器・包装の製造段階において、容器・包装の厚みや嵩などができるだけ少くなるよう設計や素材を工夫とともに、流通・販売段階において、容器包装が少量・簡素となるよう仕組の改善などを進める。
イ. 容器包装の削減・簡素化を促す消費活動の実践	⇒ 容器包装ごみの重量や容積を減らすとともに、事業者の容器包装の削減・簡素化にむけた活動を促進するため、容器包装の少ない商品の優先的な購入や、リターナブル容器の積極的な利用、簡易な包装などのサービスの選択、マイパックの持参などの消費活動を実践する。

## ⑤ 類型 5 生ごみのリサイクル

●取組の柱	生ごみの再資源化
●減量化手法	a) 生ごみの堆肥化・飼料化 b) 生ごみのエネルギー利用 c) 生ごみの生分解性プラスチック等への活用

### a) 生ごみの堆肥化・飼料化

〈減量化手法の内容〉

ア. 家庭の生ごみ堆肥化システムの構築	⇒ 生ごみを堆肥化し、できた堆肥は、農家が肥料として利用する、あるいは家庭でガーデニングなどに活用するといった「生ごみ堆肥化システム」を構築する。
イ. 事業者と地域産業との生ごみ堆肥化ネットワークの構築	⇒ 旅館等事業者が排出する生ごみを原料として、農作物の肥料や養殖魚の飼料などを製造し、地域の農類産業において活用し、そこでできた作物等を旅館等へ還元する循環型のネットワークを構築する。
ウ. 家庭での生ごみ処理機の活用	⇒ 家庭からの生ごみの乾燥などを行う生ごみ処理機を導入し、生ごみの減量、ガーデニング等に活用します。

### b) 生ごみのエネルギー利用

〈減量化手法の内容〉

ア. 生ごみバイオガス化に向けた調査の実施	⇒ 家庭及び事業所から排出される生ごみを有効なエネルギーとして活用するため、システム設計を含めた生ごみのバイオガス化に向けた調査を実施する。
イ. 生ごみバイオガス化発電等の実証試験の実施	⇒ 小単位のモデル地区においてバイオガス化発電等を試験的に行い、各市町村で実際導入した場合のシミュレーションを行い、費用対効果、住民理解、地域特性等様々な観点から総合的に検証を行う。
ウ. 生ごみバイオガス化発電等の導入	⇒ これまでの検証結果を総合的に判断し、本格実施することにより、家庭及び事業所から排出される生ごみを有効なエネルギーとして活用する。
エ. 廃食用油のBDF化による活用	⇒ 家庭及び事業者から排出された廃食用油を自動車燃料(市町村のごみ収集車の燃料)等のエネルギーに有効利用する。

### c) 生ごみの生分解性プラスチック等への活用

〈減量化手法の内容〉

ア. 生ごみを原料とした生分解性プラスチック等への活用	⇒ 堆肥やエネルギーとしての利用以外で、生分解性プラスチックなど生ごみを資源として有効利用する方法について、調査・研究開発を進める。
-----------------------------	--

## ⑥ 類型 6 新たな手法の導入、新たな主体による実践

●取組の柱	産業・福祉・地域づくりと一体化となったごみ減量化の推進
●減量化手法	a) ローカルデポジット制度の導入 b) 障害者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進 c) ごみゼロに資する地域活動の活性化促進 d) 民間活力を生かす拠点回収システムの構築 e) サービス産業の仕組を生かしたリサイクル f) 埋立ごみの資源としての有効利用の推進

### a) ローカルデポジット制度の導入

#### 〈減量化手法の内容〉

ア. 商店街、中心市街地等における飲料容器デポジット制度の導入	⇒ 飲料容器を資源物として効率的に回収するとともに再資源化事業の経済性を高めるため、商店街や中心市街地など買い物や通勤通学で日常的に多くの住民が訪れる場所において、事業者と行政、NPOなどが連携し、飲料容器の自動回収機などを活用したデポジット制度を導入・運用する。
イ. 観光地等における飲料容器デポジット制度の導入	⇒ 観光地など集客交流拠点が集中する地域や大規模な集客交流施設などにおいて散乱ごみ防止と資源物回収の効率化を進めるため、観光事業者や施設運営者、地域の流通販売事業者等が一体となって、飲料容器のデポジット制度を導入・運用する。

### b) 障害者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進

#### 〈減量化手法の内容〉

ア. 心身障害者や高齢者の支援と連携したリサイクル事業の展開	⇒ 心身障害者や高齢者の社会参加、自立支援等の促進を目的として、福祉関係団体等が中心となり、事業者とも連携しながら事業所等で不用となった資源物のリサイクルなどの事業に取組む。
イ. 元気な高齢者等の活力をごみゼロに生かす仕組づくり	⇒ 「再生資源物等の集団回収促進」、「分別ルールの徹底」、「生ごみの対比か・利用促進」などのごみ減量化に関する課題と、「コミュニティ活動の活性化」、「遊休農地等中産間地域における土地の有効利用」という地域の課題を上手く関連づけて同時に解決を図るため、企業退職者等の活力を地域課題の解決に生かすための仕組づくりを進める。

### c) ごみゼロに資する地域活動の活性化促進

#### 〈減量化手法の内容〉

ア. 地域通貨の仕組みを活用したリサイクルの推進	⇒ 地域におけるリユースやリサイクルの取組について、地域通貨を活動促進のためのツールとして活用します。例えば、NPO、地域住民組織が主体となり行政や地域の事業者と連携しながら、地域通貨を活用した資源物回収システムを運営する。 ⇒ システムの運営主体は、市町村からの助成を受けながら家庭で不用となった資源物の回収、売却等を行うとともに、住民に対して持ち込んだ資源物の量に応じて地域通貨を発行する。 ⇒ 住民は、地域通貨の額に応じて、市町村指定のごみ袋や事業者のサービス購入に利用する。
イ. コミュニティ単位でのごみゼロ活動の促進	⇒ ごみ減量化やリサイクルに関して一定の成果を上げている地域において、活動の核となる地域住民組織に対して、活動助成金を交付するとともに、集積所の管理や分別の指導などコミュニティにおける意識の向上等に関する活動に協力してもらう。

ウ. 基金による地域住民活動の支援	⇒ 家庭系ごみ有料化の収入等を原資として基金を設置し、ごみの減量やリサイクル、生活環境の保全、環境学習の推進など、広く循環型社会の構築に関わる地域住民主体の取組に対して支援を行う
-------------------	---

#### d) 民間活力を生かす拠点回収システムの構築

〈減量化手法の内容〉

ア. 店頭回収システムによるリサイクルの促進	⇒ 一定の集客が見込めるスーパー・ショッピングセンターにおいて店頭回収システムの構築、又は、利用を促進するため、事業者と関係市町村の役割分担の適正化及び連携強化やシステム運営の効率化などを進める。
イ. NPO・事業者・行政の連携による資源物拠点回収システムの構築	⇒ 中心市街地など小売店や事業所が多く立地する地域において、事業者とNPO等が連携し、空き店舗などを活用して、小売店等で不用となった資源物の拠点回収システムを構築・運営する。小売店(流通・販売事業者)、NPO、再生事業者の三者が以下のような役割分担(例示)のもとに協働していく。

#### e) サービス産業の仕組を生かしたリサイクル

〈減量化手法の内容〉

ア. 地域内の物流網等を生かした資源物回収サービスの展開	⇒ 流通販売事業者の宅配サービスや介護福祉事業者の送迎サービスの仕組みを生かして、家庭で不用となった資源物の回収し、資源としての有効利用を進める。
イ. 流通販売事業者と製造業、農業等の連携による再資源化事業の展開	⇒ 流通販売事業者や製造業、農林水産業等地場の産業に係わる事業者や関係団体等が連携し、宅配サービス網など既存の事業活動の仕組を変革・活用などを通じて、生ごみ等の循環利用システムを構築し、再資源化を進める。

#### f) 埋立ごみの資源としての有効利用の推進

〈減量化手法の内容〉

ア. 廃プラスチック等の有効利用に関する調査研究等	⇒ 再使用・再生利用できず埋立ごみとして処理されている廃プラスチックや焼却灰などを資源として有効利用するため、それら廃プラスチック等の排出源・排出量やその性状、収集コストなど利用の際の条件を明らかにするとともに、熱・エネルギー回収などその活用方策について調査研究を行う。
イ. 事業者における廃プラスチック等の利用促進	⇒ 再使用・再生利用できない廃プラスチック等の熱・エネルギーを事業者において有効利用するため、エネルギー利用に関して、事業者のニーズの掘り起こしや、産官学の連携による技術開発、利用システムの調査検討を行うとともに、技術革新に取組むための業種の枠を超えたネットワークづくりを進める。また、事業化が見込まれるものについては、そのためのシステムの整備等を進める。

## ⑦ 類型7 取組を実感させる手法、ツールの導入

●取組の柱	公正で効率的なごみ処理システムの構築
●減量化手法	a) ごみ処理の有料化等経済的手法の活用 b) 廃棄物会計・LCAの活用促進 c) 地域密着型資源物回収システムの構築 d) 地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進

### a) ごみ処理の有料化等経済的手法の活用

#### 〈減量化手法の内容〉

ア. ごみ減量化対策における経済的手法の検討	⇒ ごみの排出抑制と処理経費負担の公平化のため、家庭系ごみの有料化など経済的手法の活用について検討を行う。
イ. 家庭系ごみの有料化導入にあたっての諸手続の実施	⇒ 家庭系ごみ有料化等経済的手法の活用に対する住民や事業者の意識を把握するとともに、有料化等に係る料金設定や制度の導入にあたって講じるべき各種施策等に関する意見や提案等を収集するため、住民等を対象としたアンケート調査を実施する。また、その際、住民等の有料化制度に対する理解を促すとともに、ごみ減量化への意識を高めるため、啓発に資する情報を盛り込むなど工夫を行う。 ⇒ 住民や有識者からなる「家庭系ごみ有料化制度検討委員会(仮称)」を設置し、家庭系ごみ有料化制度の具体的な内容や制度を円滑に導入、運営するための取組などについて検討を行い、有料化制度の導入に生かす。
ウ. 家庭系ごみ有料化制度の検証	⇒ 市町村合併等に伴い既存の有料化制度が変更される市町村、或いは、新たに有料化制度を導入する市町村等について、変更前後、或いは、導入前後のごみ排出量やごみ処理コストの変動などを調査分析し、有料化制度の成果や影響等を明らかにすることにより、より適正なごみ有料化制度の確立、制度の導入につなげる。
エ. 家庭系ごみ有料化制度の導入	⇒ 家庭系ごみ有料化制度を創設するとともに、制度を円滑に運用しその効果を一層高めるため、住民説明会や啓発活動を行う。 ⇒ 有料化制度の導入に伴う不法投棄の発生を抑えるために、必要な対策を講じる。

### b) 廃棄物会計・LCAの活用促進

#### 〈減量化手法の内容〉

ア. 廃棄物会計導入マニュアルの作成	⇒ 廃棄物会計の標準化及び普及のため、行政職員、有識者等からなる研究会組織を立上げ、その基本的な仕組みや具体的な作成手順、活用方法、効果等について調査研究を行うとともに、市町村において試験的に廃棄物会計を作成し、廃棄物会計を導入する際のマニュアルとして取りまとめる。
イ. 廃棄物会計導入に向けた普及活動の実施	⇒ 廃棄物会計を広く普及させるため、市町村へのヒアリング等を行い、廃棄物会計導入に対するニーズや問題点等を把握するとともに、廃棄物会計に関する研修会等を開催する。
ウ. LCA手法の適用可能性調査の実施	⇒ LCAの手法を活用した市町村ごみ処理事業の評価について、その適用の可能性や具体的な方法について調査研究を行う。また、実際に市町村の事業について試験的に評価を行い、その結果の活用方法や問題点等を整理する。
エ. 市町村ごみ処理カルテの作成とその活用促進	⇒ 市町村が把握・公開していたこれまでのごみ処理に関するデータに加え、廃棄物会計のコスト情報やLCA手法に基づく評価結果、住民・事業者の取組状況などのデータを用いて、市町村のごみ処理システムの現状と今後の課題等について総合的に診断し、その結果を市町村ごみ処理カルテとして取りまとめ公開する。また、カルテを既存の取組の改善や新たなごみ減量化施策の構築、住民参画の促進などに活用する。

### c) 地域密着型資源物回収システムの構築

〈減量化手法の内容〉

ア. 資源回収ステーションの設置・運営	⇒ 家庭で不用となった資源物を行政回収に出す際の利便性を高めるため、住民が自分の都合に合わせて直接資源物を持ち込むことができる資源回収ステーションを設置し、NPOとの協働で運営する。
イ. 地域ニーズに対応した集団回収の促進	⇒ 集団回収における関係主体のメリットを高めるとともに、高齢者の生活支援など地域のニーズに対応した活動の展開につなげるため、集団回収を担う団体(実施主体)と行政、再生事業者等が、それぞれの抱える課題や要望等について定期的に話し合うなどコミュニケーションを密にし、取組における連携を強化する。 ⇒ 行政や実施主体は、地域住民に対するPRや集団回収に対する地域の要望の收集を積極的に行い、地域住民の参加を促進するとともに、活動の見直し・改善に努め、計画的、効果的に取組む。

### d) 地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進

〈減量化手法の内容〉

ア. ゴミ排出特性の把握・活用	⇒ 市町村内の各地域のごみ排出特性を踏まえた、よりきめ細かく効果的なごみ行政を進めるため、衛星利用測位システム(GPS)等のIT技術を活用して、自治会や小学校校区ごとのごみ排出量を計測・分析し、そのデータ等に基づいて排出源や地域に応じた啓発・指導や減量・再資源化対策の実施、効率的な収集・運搬ルートの整備、事業効果の把握による施策の見直し・改善などを行う。
イ. 市町村ごみマップの活用	⇒ 住民のごみ減量化に対する意識や行動の変革を促すため、自治会や小学校校区ごとのごみ排出量をマップ化し、そのデータから得られた地域ごとの課題等と合わせて、広く公開する。また、環境学習の教材として活用・提供する。

## ⑧ 類型 8 参画、協働の場づくり

●取組の柱	ごみ行政への県民参画と協働の推進
●減量化手法	a) 住民参画の行動計画づくり b) レジ袋削減・マイバック運動の展開 c) ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進 d) 情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化

### a) 住民参画の行動計画づくり

〈減量化手法の内容〉

ア. 住民参画による市町村ごみ処理基本計画の策定	⇨ ごみ行政への実質的な県民参画を実現するため、市町村において、計画策定に係わる委員の公募や、住民を対象としたごみ処理の専門的知識に関する学習会の開催、住民が自分の意見や提案を気軽に表明できるパブリックコメントやワークショップなど多様な参画の機会を系統的に提供しながら、ごみ処理基本計画の策定を進める。 ⇨ 事業の企画・実施やプランの評価・改善など計画の実行段階における取組についても、住民の参画を推進する。
イ. 住民・事業者・行政の協働組織を核とした活動の展開	⇨ 住民、事業者、行政が、ごみ減量化の取組において連携・協働を進めることにより、県民参画等をより実効性のあるものにするため、参加者の自発性に重点を置き主体性の尊重とパートナーシップを運営の基本とする計画推進組織等を立上げ、広域的なPR活動や地域団体等のサポート、ごみ減量活動のネットワークづくりなどを進める。
ウ. 地域でごみ減量化に取組む住民、NPO等の相互交流の場づくり	⇨ 住民、事業者、NPO等の自発的、主体的なごみ減量化の取組を促すとともに、それらの広域展開と充実・レベルアップにつなげるため、地域でごみの減量化等に取組む住民、事業者、NPO等にプランを啓発するとともに、情報交換などそれらの相互交流を促進する場づくりを進める。

### b) レジ袋削減・マイバック運動の展開

〈減量化手法の内容〉

ア. レジ袋ないない活動の展開	⇨ レジ袋」を日常生活における大量消費型社会の象徴としてとらえ、レジ袋を使い捨てるという消費生活スタイルから、繰り返し「マイバック」などを使用する新たな消費生活スタイルへの転換を図り、ひいてはライフスタイルそのものを資源循環型へと誘導する。 ⇨ ごみ削減へ向けた日常的な取組として、買い物の際には、「レジ袋」に替えて「マイバック」を持参しようというキャンペーンを三重県民レジ袋協議会を通じ全県的に展開する。 ⇨ 県内での取組事例を積極的に紹介し、マイバックによる買物スタイルを推奨するとともに、レジ袋の有料化やポイント制度などについて検討する。
-----------------	--

### c) ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進

〈減量化手法の内容〉

ア. NPO等の創意工夫を生かす協働事業の推進	⇨ NPOや地域団体、ボランティア等の発送や専門性、ネットワーク等を生かしつつ「ごみゼロ社会」実現のための取組を推進するため、NPO等から具体的な取組の企画提案があった場合などに事業化に向けた検討を行う体制の整備や協働するための仕組づくりを行うなど、NPO等の創意工夫を生かす協働事業を推進する。
イ. ごみ行政におけるNPO等との連携・協働の推進	⇨ リサイクル施設等の運営や維持管理、環境学習・環境プログラムやPR・啓発事業の企画・実施、分別等ごみ排出ルールの指導徹底といった市町村の施策において、NPOや地域団体、ボランティアとの協働を推進する。

ウ. ごみゼロNPOマップの作成	⇒ 県内のごみゼロNPOの取組事例を紹介し、わかりやすい地図情報も含めた「ごみゼロNPOマップ」を作成し、様々な取組を情報発信する。
エ. 自分たちの活動が地域社会で役立っていることを実感させる仕組みづくり	⇒ ごみゼロコンテストなどの開催を通じて、ごみ減量等に大きな成果を上げた個人や地域団体、NPO 等の活動を顕彰するとともに、広くPRする。

#### d) 情報伝達手段の充実及び啓発・PR の強化

〈減量化手法の内容〉

ア. 「ごみゼロ社会実現プラン」の啓発	⇒ 県民のごみゼロプランに対する浸透を図るとともに、自発的な行動を促すため、ポスターやパンフレットなど様々なメディアを通じて啓発を進めるとともに、出前講座などによりごみゼロプランの内容や進捗状況など詳細な情報提供を行う。
イ. コスト情報等の積極的な提供	⇒ 県民がごみ問題を自らの問題として捉え、ごみ減量や資源化などの行動を起す動機とするため、市町村のごみ量・資源化量やごみ処理に係わるコストや環境負荷など、ごみに関するより正確で詳しい情報を継続して提供する。
ウ. ホームページ等各種メディア等を活用したごみに関する情報発信の充実	<p>⇒ ごみに関するより具体的でわかりやすい情報提供を行うことにより、県民参画等を実質的なものにするため、ホームページや広報、ケーブルテレビ、ミニコミ誌、タウン誌など様々なメディアをその特性に応じて活用し、ごみに関する情報発信を充実させていく。</p> <p>⇒ 公共施設などたくさんの人々が集まるような場所で、掲示板等を活用し、様々な情報を提供していく。</p> <p>⇒ 外国人居住者にとっても分かりやすく的確な情報発信や啓発を行う。</p>

## ⑨ 類型9 ひとづくり・ネットワークづくり

●取組の柱	ごみゼロ社会を担うひとづくり・ネットワークづくり
●減量化手法	a) 環境学習・環境教育の充実 b) ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援

### a) 環境学習・環境教育の充実

〈減量化手法の内容〉

ア. 環境学習・環境教育のツール・プログラム等の開発	⇒ 世代別、家庭・職場・地域別など対象に応じた環境学習や環境教育のプログラムにより、より効果的で継続的な環境学習・教育を進めるため、年齢層や場所に応じて様々な環境学習・教育の機会において活用できるツールやプログラム等の開発を行います。
イ. 20年後のライフスタイル体験プログラムの実施	⇒ ごみゼロプランのめざす 20 年後の地域社会の姿やライフスタイルの優れたところや良いところを子供から大人まで幅広い年代の方たちに理解してもらい、将来の環境保全活動を担ってもらうため、物を大切に長く使う日本固有の生活文化や質的に豊かな生活、環境配慮型のライフスタイルなど、ある程度まとまった期間のなかで体験させるプログラムを提供する仕組を構築し、NPO や地域が協働のもとに運営する。
ウ. 「こどもエコクラブ」の活動と「ごみゼロ」推進との連携強化	⇒ 「こどもエコクラブ」の活動を通じてごみゼロ推進の取組の広域的な展開を図るため、エコクラブ関係者との情報交流や、里山保全活動、事前観察会といった地域のエコクラブ活動への人材派遣などエコクラブに対する支援を行うとともに、リサイクル体験などエコクラブの会員を対象としたごみに関する学習会の共同開催など、相互の連携による取組を推進する。
エ. 家庭における環境学習・教育の推進	⇒ 家庭でもごみゼロ社会の実現について話し合えるような分かりやすいごみゼロプランの PR 版を作成し配布するとともに、家庭で楽しみながら気軽に取り組めるような環境学習・教育のツールの普及を進めることにより、家庭における環境学習・教育を推進する。
オ. 県環境学習情報センターの機能の充実と活用	⇒ 三重県環境学習情報センターの機能を活用し、さまざまな年齢層に対する段階的・継続的な環境学習プログラムを提供するため、当センターの機能の充実・強化を図るとともに、幅広い年齢層を対象とした環境学習プログラムを体系的・総合的に提供していく。

### b) 環境学習・環境教育の充実

〈減量化手法の内容〉

ア. より専門的な技術や知識を伝授する「ごみゼロ達人」の育成	⇒ 地域の課題の解決に向け地域の主体的なごみゼロの取組を推進するため、ごみゼロに関する様々な分野における専門的な技術や知識を有しており、ごみゼロの“こつ”を伝授する「ごみゼロ達人」を育成し、地域のニーズを掘り起こすとともに、達人の派遣などを進める。
イ. 「ごみゼロ人材ガイドブック」の作成	⇒ ごみ減量化に熱心に取組んでいる人たちと地域の人たちをつなぐことによりその活動をサポートするため、地域と密着した「ごみゼロ人材ガイドブック」を作成し、広く公開する。